

## 企業長の権限の一部を委任する規程

〔平成25年10月1日〕  
〔企業管理規程第20号〕

(趣旨)

第1条 この規程は、企業長の権限に属する事務の委任に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委任する事務)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定により、民法（明治29年法律第89号）第108条による双方代理の禁止規定に抵触する契約の締結及び補助金の交付に関する事務は、副企業長に委任する。

附 則

この規程は、平成25年10月1日から施行する。